

## 非課税上場株式等管理に関する約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（第2条第7項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下「法」といいます。）第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「特例」といいます。）の適用を受けるため、株式会社福島銀行（以下「当行」といいます。）に開設する非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じです。）に関する事項を定めるものです。

2 お客様と当行の間における非課税口座における取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、各種法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款」「証券振替決済口座管理規定」「投資信託累積投資約款」「投資信託自動積立サービス取扱規定」「証券特定口座約款」によります。

(非課税口座開設届出書等の提出)

第2条 お客様が特例の適用を受けるため、当行に非課税口座を開設する場合には、非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定されるものをいいます。以下同じです。）兼非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第6項に規定されるものをいいます。以下同じです。）に必要事項を記載の上、署名押印し、基準日（各勘定設定期間（法第37条の14第5項第3号イからハに規定する勘定設定期間をいいます。以下同じです。）の開始日の属する年の前年1月1日（当該日に国内に住所を有しない場合は、当該日後最初に国内に住所等を有することとなった日）をいいます。以下同じです。）における国内の住所を証する住民票の写しその他一定の書類を添付して、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に当行にご提出いただきます。

なお、当行は税務署にお客様の非課税適用確認書の交付申請書に係る申請事項を提供し、税務署より「非課税適用確認書（法第37条の14第5項第3号に規定されるものをいいます。以下同じです。）」を受領したときは、お客様から当行に「非課税適用確認書」の提出があったものとして取り扱い、当行にて保管いたします。

2 前項の非課税口座開設届出書兼非課税適用確認書の交付申請書が、各勘定設定期間の開始日の属する年の前年10月1日から同年12月中に提出され、当行が当該年の12月31日までに税務署より「非課税適用確認書」を受領した場合には、提出された日の属する年の翌年1月1日に非課税口座が開設されます。非課税口座開設届出書兼非課税適用確認書の交付申請書が、各勘定設定期間の開始日の前年中に提出されたものの、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した日が当該勘定設定期間の開始日以降である場合、または各勘定設定期間の開始日から当該勘定設定期間の終了日の属する年の9月30日までの間に提出された場合には、当行が税務署より「非課税適用確認書」を受領した後に非課税口座が開設されます。非課税口座開設届出書兼非課税適用確認書の交付申請書が提出された日に非課税口座が開設されるわけではありません。

3 第1項の規定にかかわらず、お客様が、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税管理勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第4号に規定されるものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。

- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第5号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受領することができません。
- 5 第1項または第3項の際、お客様には租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を行わせていただきます。
- 6 第3項または第4項の規定により、非課税管理勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客様の廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客様から廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。
- 7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

（非課税管理勘定における処理）

第3条 非課税口座内の上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、非課税管理勘定において処理します。

（非課税管理勘定の設定）

第4条 非課税管理勘定は、非課税適用確認書または廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。

- 2 当行に非課税口座を開設しているお客様で、その年分の非課税管理勘定が他の金融商品取引業者等に開設した非課税口座に設けられることになっている場合または設けられていた場合において、当行の非課税口座に当該年分の非課税管理勘定を設けようとする場合には、当該年分の非課税管理勘定が設けられる前年10月1日からその年の9月30日までの間に、当行に廃止通知書を提出してください。ただし、提出いただく廃止通知書が非課税口座の廃止により交付されたもので、廃止した日の属する年分の非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該廃止通知書を受領することができません。
- 3 すでに当行に非課税口座を開設しているお客様が、新たな勘定設定期間に係る非課税管理勘定も当該非課税口座に設けようとする場合には、当該勘定設定期間に係る非課税適用確認書の交付申請書並びに基準日における国内の住所を証する住民票の写しその他一定の書類を当行に提出してください。この場合、第2条第1項および第5項の規定を準用します。
- 4 非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年1月1日（非課税口座が年の中途において開設された日の属する年にあつては非課税口座開設の日、第2項による場合で当行が税務署より非課税管理勘定を設けることができる旨の通知を、当該非課税管理勘定を設けようとする年の中途において受領した場合には受領後）において設けられます。

（金融商品取引業者等変更届出書の提出および非課税管理勘定の廃止）

第5条 お客様が当行に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該非課税管

理勘定が設けられる日の属する年の前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に、当行に金融商品取引業者等変更届出書（法第 37 条の 14 第 14 項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。この場合、当該非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。

- 2 前項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合において、他の金融商品取引業者等に設けようとする年分の非課税管理勘定が当行にすでに設けられているときは、当該非課税管理勘定は、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理したときに廃止されます。
- 3 第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、当行に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定は設けられません。ただし、第 4 条第 2 項の規定による場合は、この限りではありません。
- 4 第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を受理した場合、当行はお客様に対し、非課税管理勘定廃止通知書を交付します。

（非課税口座廃止届出書の提出）

第 6 条 お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第 37 条の 14 第 17 項に規定するものをいいます。以下同じです。）を提出してください。

- 2 前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた上場株式等については、第 10 条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
- 3 第 1 項に規定される非課税口座廃止届出書の提出を、1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座にその年分の非課税管理勘定が設けられているとき、または 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合において、廃止しようとする非課税口座に翌年分の非課税管理勘定が設けられることとされているときは、当行はお客様に対し、非課税口座廃止通知書を交付します。

- 4 前項にかかわらず、お客様が、当行に開設した非課税口座を平成 26 年 12 月 31 日までに廃止された場合において、平成 27 年 1 月 1 日以降において非課税口座廃止通知書の交付を受けようとするときは（満 20 歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客様に限ります。）、当行所定の非課税口座廃止通知書交付申請書を平成 29 年 9 月 30 日までの間に提出してください（提出できるのは 1 回だけです。）。

（非課税管理勘定終了時の取扱い）

第 7 条 非課税管理勘定は、その設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日において終了します。

- 2 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項または第 6 条第 2 項の規定により非課税管理勘定を廃止する場合には、同条に定める日に当該非課税管理勘定が終了いたします。
- 3 前二項に定める場合、終了する非課税管理勘定に係る上場株式等は、当該非課税管理勘定から、お客様が当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定に移管することができます（前項による場合を除きます。）。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該上場株式等を、お客様が当行に開設されている非課税口座に新たに設けられる他の年分の非課税管理勘定への移管をされない場合、当該上場株式等は、当該非課税口座以外の、お客様が当行に開設されている他の保管口座（具体的には一般口座や特定口座等）に移管されます。
- 5 第 3 項の規定に基づく移管は、租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第 25 条の 13 第 9 項の定めるところにより行うものとします。

（非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第 8 条 当行は、お客様の非課税口座に設けられる非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされるものに限ります。）で、当該非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下「受入期間」といいます。）、上場株式等の取得

対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により所定の方法で受け入れる上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。第 11 条第 2 項において同じです。）の合計額が 120 万円を超えないもののみを受け入れます。

- ① お客様が、当行に非課税口座開設後に、当行で募集の申込みにより取得した当行が取り扱う国内非上場公募株式投資信託受益権（以下「株式投資信託」といいます。）で、その取得後直ちに非課税管理勘定に受け入れるもの
- ② 当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、または当該非課税口座が開設されている当行の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定から、所定の方法により移管がされる株式投資信託
- ③ 当該非課税管理勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る株式投資信託の非課税管理勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの

（譲渡の方法）

第 9 条 お客様は、非課税管理勘定において振替口座簿への記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行うものとします。

（非課税口座内上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税等）

第 10 条 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等に係る配当等については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当行がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限りません。）は、所得税および住民税等が課されません。

- 2 お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた非課税口座内上場株式等を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および住民税等が課されません。
- 3 非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額が当該非課税口座内上場株式等の所得税法第 33 条第 3 項に規定する取得費およびその譲渡に要した費用の額の合計額またはその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされます。

（非課税口座での取引である旨のお申し出）

第 11 条 お客様が非課税管理勘定に係る受入期間内に、当行での募集の申込みにより、第 8 条第 1 号の規定に基づき取得した上場株式等を当該非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得に係る申込み等を行う際に、当行に対して非課税口座での取引である旨お申し出いただきます。当該お申し出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れさせていただきます。

- 2 前項の規定により、当該非課税管理勘定で受け入れようとする場合において、受け入れようとする上場株式等の取得対価の額の合計額が 120 万円を超える場合には、下記の方法により取扱いいたします。
  - ① 原則として、当該注文を受け付けられないものとしますが、当該注文が投資信託自動積立サービスによる買付の場合または分配金再投資の場合、買付金額すべてが課税口座扱い（特定口座が開設されている場合は「特定口座」、未開設の場合は「一般口座」）での購入となります。
  - ② 非課税口座における注文受付の優先順位は「通常買付＞投信自動積立による買付＞分配金再投資」となります。同日に非課税枠を超過するケースが発生した場合、上記の順番で買付が行われます。
  - ③ 上記による取扱いができない場合等は、当行の定める方法により取扱います。
- 3 お客様が非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有されている場合には、非課

税口座でのお取引である旨をお申し出いただくものとします。

なお、お客様が当行の非課税口座で保有されている上場株式等を譲渡される場合において、当該上場株式等と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定に受け入れられている場合には、原則として先に受け入れられたものから譲渡することとさせていただきます。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第12条 お客様が、次の各号に掲げる事由により、非課税管理勘定から上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第8条第3号によるものおよび特定口座への移管に係るものを除きます。）をされた場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった上場株式等を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当行は、お客様に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面により通知します。

① 非課税管理勘定から他の口座等への移管

② 非課税口座の廃止

③ 贈与または相続もしくは遺贈

(非課税口座年間取引報告書の送付)

第13条 当行は、法第37条の14第25項および施行令第25条の13の7の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までに所轄税務署長に提出します。

(届出事項の変更)

第14条 非課税口座開設届出書兼非課税適用確認書の交付申請書等の提出後に、当行にお届出いただいたご氏名、ご住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書（施行令第25条の13の2に規定されるものをいいます。）により当行にお届出いただくこととします。また、その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には個人番号カード等および住民票の写し、健康保険の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、確認をさせていただきます。

2 非課税口座を開設している当行の本支店の変更（移管）があったときは、施行令第25条の13の2の規定により、遅滞なく非課税口座移管依頼書を当行にご提出いただくものとします。

(非課税口座の廃止)

第15条 この契約は、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日に解約され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して第6条第1項に定める非課税口座廃止届出書をご提出された場合 当該提出日

② お客様が当行に対して施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」をご提出された場合 出国日

③ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 施行令第25条の13の4第2項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

④ 非課税口座開設者死亡届出書の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

⑤ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

⑥ お客様が第18条に定めるこの約款の変更に同意されないとき。

(法令・諸規則等の適用)

第16条 この約款に定めのない事項については、第1条第2項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等にしたがって取り扱うものとします。

(免責事項)

第17条 お客様が第14条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(約款の変更)

第 18 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

2 前項の通知は、変更の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。

(合意管轄)

第 19 条 この約款に基づく取引に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。

平成 27 年 1 月 1 日改正

平成 28 年 1 月 1 日改正

以上